

令和7年度  
「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」  
応募要項

社会福祉法人佐賀県共同募金会

## 1 趣旨

数年前から顕著となってきた物価高騰の波は、令和7年度に入っても収まるところを見せず、食料品や光熱水費の値上がりにもなう経済的困窮や、周りの人に頼れず孤独・孤立などの困難な状況におかれる人々に対する緊急的な支援が求められています。

このような状況においては、地域の人々が互いに支え合い、生活の質を高めるための支援事業や、さまざまな社会資源が連携、協働しながら、支援の手が届きにくい人たちを支える事業を行うことが必要です。

そこで本キャンペーンでは、活動を通じた人と人をつなぐ支え合いにより、孤独・孤立の状態を解消し、物価高により被った生きづらさを抱える人たちを支える活動に助成を行います。

## 2 実施主体

社会福祉法人佐賀県共同募金会

## 3 助成事業の対象期間

令和7年度（2026年3月末までに完了する活動）

※令和7年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

## 4 応募の対象となる団体

- ・佐賀県内において、物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動を行っている団体（法人格の有無は問いません）
- ・団体としての活動実績が1年以上ある団体であること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力（※1）および反社会的勢力と密接な関りがある団体でないこと

（※1）反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められている団体をいいます。

## 5 助成の対象となる活動

「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」を対象とします。

（想定する事業例）

- 1) 孤独・孤立状態を解消し、物価高騰のなかにあっても、支え合いにより生活の質を高めることをめざす事業
  - ・物価高騰の影響などにより困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業
  - ・世代を超えたメンバーが、それぞれ役割を持ちながら、食事を通じて一緒に時間を過ごすような食支援事業

- ・参加メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業
  - ・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業
- 2) 支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、さまざまな社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業
- ・困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりのための事業
  - ・これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
  - ・他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業
- 3) 物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業
- ・生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための物資の配布や支援等の事業
  - ・ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業
  - ・何らかの支援活動を伴いながら、食費高騰により食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業

### **助成金対象経費**

基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします。

- ・消耗品・備品費（食料品、日用品等）
  - ・印刷製本費
  - ・通信運搬費
  - ・旅費交通費
  - ・事業に係る人件費、謝金（人件費については団体との雇用契約を締結していること、謝金に関しては、謝金対象者の当該事業における必要な資格等の専門性が読み取れることを条件とします。また人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報を、完了報告時に提出いただきます。）
- ※なお、審査において適正な金額と認められない場合、減額または対象外となる場合があります。

### **助成金対象外経費となるもの**

- ・食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせ、物資の配布等をきっかけに、支援の手が届きにくい人たちを支えることを目的とした事業の経費であれば対象となります）
- ・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・費用の積算内訳が不明確であるもの
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ボランティアに対する謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）

- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間（2025年4月～2026年3月）外の活動に関する経費

## 6 1件あたりの助成金額

- ・1件あたりの助成金額の上限額は15万円とします。

（助成枠総額180万円を均等割りにして12団体を想定）

※事業内容等の要件を満たす団体は可能な限り決定できればと考えておりますが、応募団体数に応じて、助成決定額を減額調整させていただきますのでご承知おきください。

なお、精算の結果、残額が生じた場合は返還させていただきます。

## 7 助成の決定

- ・応募書に記載いただいた内容について、本応募要項の趣旨に沿っているか、緊急性がより高い応募であるか、応募書への活動内容や経費積算の記載が適切であるか、といった点を勘案し、助成枠の範囲内で優先順位を付したうえで助成決定いたします。
- ・審査の結果、選外または応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。

## 8 応募方法・結果通知

### (1) 応募方法

- ・別紙「応募書」を社会福祉法人佐賀県共同募金会（以下、「県共募」）にメール等にてご提出ください。

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番18号 TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

Mail [akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp](mailto:akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp)

- ・応募締切日 2025年10月17日(金)

### (2) 提出書類

- ・団体の規約又は会則又は定款
- ・役員名簿
- ・令和7年度「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」\_応募書（Word）
- ・令和6年度事業報告書
- ・令和6年度決算資料
- ・令和7年度事業計画書
- ・令和7年度収支予算書

\*応募書（Word）様式については、佐賀県共同募金会ホームページ (<http://akaihane-saga.or.jp/>)でもダウンロードいただくことができます。

### (3) 結果通知・助成金の送金

助成決定は11月7日(金)に通知し、決定団体に対して11月中旬に助成金の送金を予定しています。

（詳しくは決定通知送付時にお知らせいたします。）

## 9 助成決定後の手続き

### (1) 活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた寄付金を原資としていますので、助成決定された場合は、『「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」の助成により活動しています。』と団体のホームページや SNS などで今回の助成金での取組みについて発信いただくようお願いいたします。

### (2) 事業報告、決算報告書の提出

- ・助成金による活動が終わったら、令和 8 年 4 月 17 日(金)までに県共募まで活動報告書を提出してください。詳しくは決定通知送付時にお知らせいたします。
- ・\* 人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容が分かる日報を、併せてご提出ください。
- ・なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、送金済みの助成金の一部またはすべてを返還していただく場合があります。
- ・本助成金による活動の実施中に助成決定した内容から変更が出てきた際は、県共募までご相談ください。

## 10 応募・問い合わせ先

本助成金についてご不明の点などがありましたら、下記までご相談ください。

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目 4 番 15 号 TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

Mail [akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp](mailto:akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp)